

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する 法律案の概要

法案概要

一般職の国家公務員の給与改定に準じて防衛省職員の給与改定を行うもの

主な改正内容

● 自衛官俸給表等の改定【平成30年4月1日に遡って改定】

- 一般職における初任給・若年層に重点を置いた改定に準じて、自衛官俸給表等を改定 ※ 指定職相当である将及び将補(一)は改定せず
自衛官: 平均1,178円程度(平均0.38%)引上げ

- 防衛大学校の学生等に支給される手当を改定

学生・生徒手当: 1,500円引上げ 自衛官候補生手当: 1,700円引上げ

〔※ 事務官等の俸給については、一般職給与法の俸給表に基づき支給しているため、同法の改正により自動的に改定される。〕

● ボーナス(期末・勤勉手当)の改定【平成30年12月期から改定】

- 一般職のボーナス改定に準じて、防衛大学校の学生等の期末手当の支給月数を引上げ

年間3.30月 → 3.35月(+0.05月分)

〔※ 自衛官及び事務官等の期末・勤勉手当については、一般職給与法に基づき支給しているため、同法の改正により自動的に改定される。〕

○ 一般の職員 : 年間4.40月 → 年間4.45月(+0.05月)

○ 指定職の職員: 年間3.30月 → 年間3.35月(+0.05月)

施行期日

法律の公布の日(一部の規定は平成31年4月1日)

作成部署: 人事教育局給与課